

医師臨床研修に関するQ&A(R2年見直し関係(基礎研究医プログラム))

項目	分類	質問	回答
1	設置要件について	所属する基礎医学系の教室は、プログラム開始時には、所属予定かつ複数選択している状態でもよいか。	基礎研究医プログラムを開始時において、所属する予定の基礎医学系の教室が一つに決定していることが望ましいが、複数の候補がある状態でも構わない。
2		設置要件として、「プログラム開始時に、所属する基礎医学系の教室を決定し、オリエンテーションを行うこと。」とあるが、プログラム開始時に大学院の試験に合格する必要があるか。	正規の大学院生の身分でなく、研究生等といった身分で所属することも可能である。ただし、臨床研修修了後においては、大学院生の身分となることが望ましい。(既にMD-PhDコース等により、大学院を卒業している場合を除く)
3		プログラムを準備するにあたり、大学院に所属することを必須とした場合、研修予定者が大学院の試験に不合格となった時は、次年度の大学院試験を必須として、当該研修予定者の受入をしてもよいか。	プログラム独自の基準として大学院生として所属するという条件を設けるのであれば、プログラム責任者が受入の判断をすること。
4		設置要件として、「選択研修期間に、16週(*4ヶ月)以上、24週(*6ヶ月)未満の基礎医学の教室に所属する期間を用意すること」とあるが、この選択研修期間は、1年次・2年次のいずれの期間でもよいか。	基礎医学の教室に所属する期間の前に、臨床研修の到達目標の到達度を評価し、修了が見込まれることを確認することが前提となるため、原則、2年次に当該教室に所属する期間が設けられることが想定される。
5		設置要件として、「選択研修期間に、16週(*4ヶ月)以上、24週(*6ヶ月)未満の基礎医学の教室に所属する期間を用意すること」とあるが、2つの基礎医学の教室に、それぞれ12週(*3ヶ月)ずつ(計24週(*6ヶ月))所属することは可能か。	1つの教室において16週以上、24週未満所属することが望ましいが、2つ以上の基礎医学の教室に所属することは可能。ただし、その場合、臨床研修後4年以内を目処に、論文を作成する必要があるため、その際の指導者を明らかにしておくこと。
6	施設基準について	基礎系の教室を通じて基礎医学研究歴7年以上の複数の指導者(医師)が指導できるキャリア支援体制が確保されているとあるが研修医が所属する基礎研究室に医師免許を取得した指導者が必要か。	研修医が所属する基礎研究室に医師免許を取得した指導者がいることが望ましいが、基礎系の教室を通じて医師免許を取得した指導者による支援体制が確保されているのであれば、その限りではない。
7		研修医が所属する教室の指導者の雇用形態(常勤・非常勤)について条件はあるか。また当該指導者は指導医講習会の受講は必須か。	実際に研修医に対して指導する指導者の雇用形態については、常勤であること。当該指導者における指導医講習会の是非は問わない。
8		指導者の要件として基礎医学研究歴7年以上とあるが、この7年の中には、大学院における研究実績もカウントしてよいか。	カウントしてよい。
9		年間受託している基礎医学分野の科学研究費助成事業とAMED対象事業の予算が8000万円を超えているとあるが、基礎医学分野で8000万円以上とは、大学、医学科(臨床+基礎講座)、基礎医学講座全体、研修医を受け入れる基礎教室単体として、いずれのことを指すのか。	申請日の前年度にて大学における基礎医学講座全体で8000万以上あればよい。また科学研究費助成事業とAMED対象事業の予算については、直接経費、間接経費を両方含むものである。
10		研究費の積算対象となる、「基礎医学分野」とはどの分野が該当するのか。	原則として科学研究費助成事業における大区分H 中区分48及び49に該当するものとし、AMEDに関してもこれに準じた分野の対象事業を積算すること。
11		インパクトファクターが15点以上の論文が過去3年間にあるとあるが、最新のインパクトファクターか、それとも論文が掲載された時点のものか。また、過去3年間について起算日となる日付はいつか。	過去3年間の起算日は申請日とする。インパクトファクターについては、申請日または掲載日のいずれかが15点以上であればよい。
12		インパクトファクターが15点以上の論文については、筆頭著者でない場合や共著の場合も含むのか。	筆頭著者の場合のみに限る。
13	募集定員について	基礎研究医プログラムに係る募集定員は、都道府県の募集定員の上限の枠外となるか。	通常のプログラムの募集定員とは別に、研究医プログラムに係る定員を設定する。
14		各大学ごとの定員は、都道府県が定める必要があるのか。	11月30日に都道府県から国に提供された情報を基に、国が大学ごとの定員を算出し、各都道府県ごとの研究医プログラムの定員を定める予定。

項目	分類	質問	回答
15	その他	プログラム設置要件、定員要件の根拠となる書類は任意のものでよいか。	施行通知添付の様式7-2及び様式10(協力型病院、協力施設に係るものは不要)を原則提出いただくが、それ以外に根拠となる書類については、任意のものでよい。
16		選択研修期間に、16週(*4ヶ月)以上、24週(*6ヶ月)未満の基礎医学の教室に所属する期間については、基幹型病院で研修を必要とする全体の1年以上の期間に含むという解釈でよいか。	基礎医学教室に所属する期間は、基幹型臨床研修病院での研修が必須である「1年以上」の期間の一部としてカウントしてよい。
17		マッチング前選考で定員数に達しなかった場合には通常のマッチングに参加してよいか、また、余剰の定員を通常のプログラムの定員に加算してよいか。	通常のマッチングへの参加は不可であるが、二次募集を行う事は可能。また余剰の定員を通常のプログラムの定員に加算することは不可。
18		基礎研究医プログラムの研修医が研修を継続できなくなった場合、中断し、マッチングとは別枠での採用ではあるが、当該病院若しくは他の病院の通常プログラムにおける研修再開は可能か。	可能である。